

火災予防に関する法体系

○消防法令及び火災予防条例

- 消防法は基本的事項を規定
 - 技術基準や行政手続の細目等を政省令、市町村条例に委任
- 市町村の火災予防条例等においては、消防法からの委任に基づく規定のみならず、上乘せ、横出し規制等を規定する事例あり
(例：避難通路の確保、防火対象物の使用開始届出等)

○その他の関係法令

建築基準法(単体規定)	建築物の構造・設備・材料の基準設定 →○出火防止、火炎の拡大防止、火災時の構造強度確保 ○主たる動線(避難、消防活動)の確保等
都市計画法 建築基準法(集団規定)	用途地域の指定 →○レイアウト、建築構造・材料、事業内容の制限等を規定 ○広域的な観点からの延焼防止等

※以上のほか、産業保安に係る関係法令(高圧ガス保安法、火薬類取締法、石油コンビナート等災害防止法等)あり。

消防法(予防分野)の体系

予防[第2章・第4章]

消防用機械器具等の検定等[第4章の2]、日本消防検定協会等[第4章の3]

対象

危険物、危険物保安技術協会
[第3章、第3章の2]

警戒
[第5章]

消火
[第6章]

火災調査
[第7章]

救急業務
[第7章の2]

防火対象物: 山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するもの

建築物その他の工作物

住宅

公共危険

戸建

共同

百貨店、ホテル、福祉施設、工場、事務所など

○住宅用
火災警報
器の設置
(§9の2)

【条例で規
定】

○防火管理(§8～8の2の5) ⇒ 防火管理者の選任、消防計画の作成・届出等 ※

○防災対象物品(§8の3) ⇒ じゅうたん、カーテンなど

○消防用設備等(第4章) ※

設置・維持(§17) ⇒ 消防用設備(消火・警報・避難設備)など

検査・点検(§17の3の2、§17の3の3)

不遡及原則とその適用除外(§17の2の5)

○防災管理(§36) ⇒ 地震等への対応(大規模事業所に限る) ※

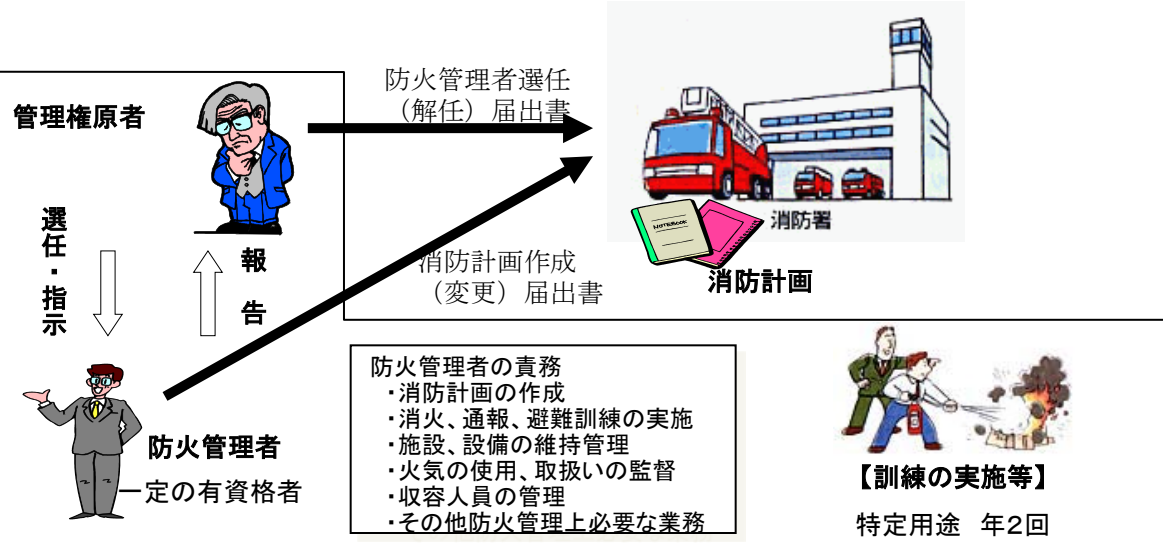
※命令、立入検査、罰則等で担保

○火気設備・器具等の規制(§9) ⇒ こんろ、ボイラー等の構造、設置場所等 【条例で規定】

防火管理制度等

防火管理者（消防法第8条）

一定規模以上の防火対象物の管理権原者は、防火管理者を選任し届出



防火対象物定期点検等（消防法第8条の2の2、第8条の2の3）

収容人員が300人以上等の防火対象物の管理権原者

年1回、点検資格者に防火管理の状況等を点検させ、消防長等に報告

3年以上継続して消防法令を遵守

消防長等の検査・認定により3年間点検報告の義務を免除

点検

共同防火管理（消防法第8条の2）

高層建築物、地下街その他一定規模以上の防火対象物で管理権原が分かれている場合、防火対象物全体に係る防火管理上必要な事項を協議して定め届出

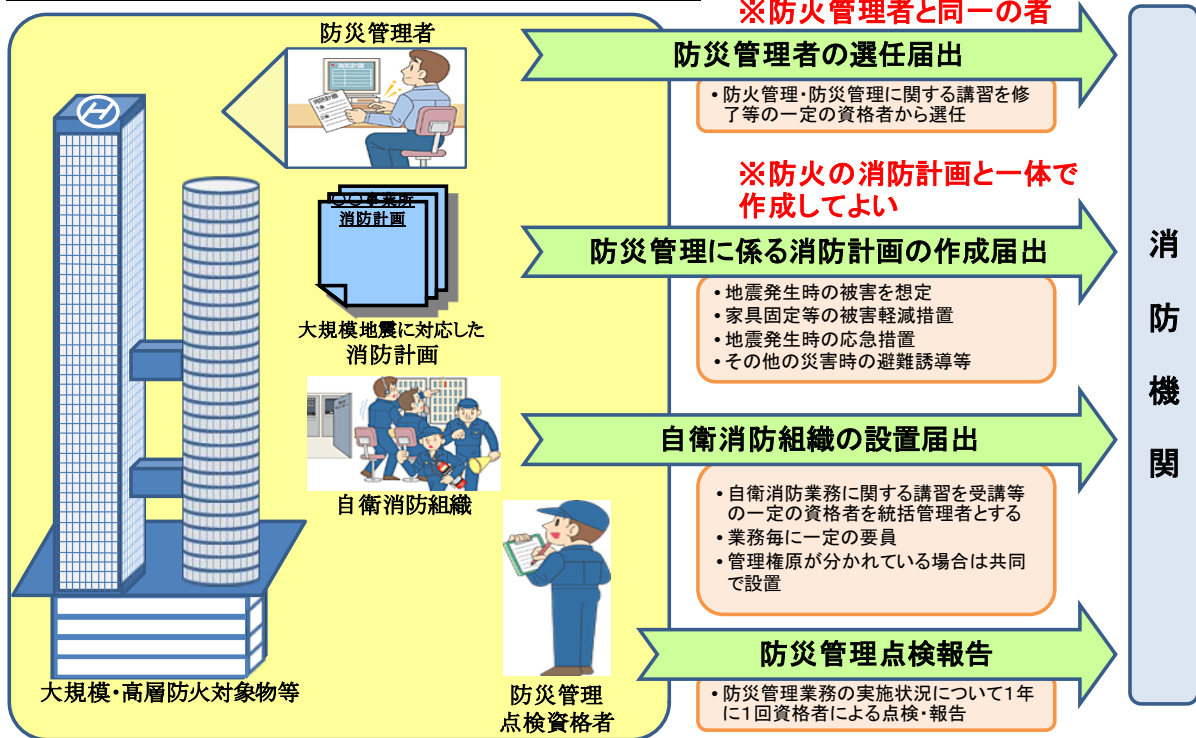


※点検の結果、基準に適合すると表示できるマーク



※認定後、表示できるマーク

法改正により変わること（平成21年6月1日～）



自衛消防組織の設置（消防法第8条の2の5）

特に大規模な防火対象物の管理権原者は、一定の資格者を統括管理者とする自衛消防組織を設置

防災管理制度（消防法第36条）

特に大規模な建築物等の管理権原者は、地震等の被害軽減のため、火災への対応と同様に防災管理者の選任、共同防災管理、防災管理点検を実施（防火管理制度の準用）

防災物品の使用（消防法第8条の3）

高層建築物、地下街、いわゆる特定防火対象物等における、じゅうたん、カーテン、暗幕、工事用シート等は、基準以上の防災性能を有することが必要（販売規制あり）

火を使用する設備・器具等に対する規制（消防法第9条）

火を使用する設備・器具（かまど、ふろがま、こんろ、こたつ等）、火災の発生のおそれのある設備・器具（変電設備、発電設備、ネオン管、電熱器具等）の位置、構造、管理、取扱い等、火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で規定

（具体的な内容例）

- ・建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離
- ・地震等による転倒の防止措置
- ・燃料タンク等の構造

- ・火災の予防のために支障のない設置場所とすること
- ・火粉等の飛散防止措置
- ・喫煙等の火気使用の制限

等

防火管理等規制の用途区分ごとの基準（収容人員・延べ面積による例）

用途区分（消防法施行令別表第1）		特定防火対象物	防火管理者の選任・消防計画の作成	管理権原が分かれている場合 共同防火管理協議	定期点検・報告制度	自衛消防組織・防災管理制度（地震等対応）	防災物品の使用
(1) 項	イ（劇場等）	●	30人以上	30人以上かつ3階以上	300人以上等	5万㎡以上等	全て
	ロ（公会堂等）	●					
(2) 項	イ（キャバレー等）	●					
	ロ（遊技場等）	●					
	ハ（性風俗特殊営業店舗等）	●					
(3) 項	ニ（個室型店舗等）	●					
	イ（料理店等）	●					
(4) 項	ロ（飲食店等）	●					
	百貨店等	●					
(5) 項	イ（旅館等）	●					
	ロ（共同住宅等）		50人以上	31m超の高層建築物			31m超の高層建築物
(6) 項	イ（病院等）	●	30人以上	30人以上かつ3階以上	300人以上等	5万㎡以上等	全て
	ロ（主として自力避難困難なものが入所する福祉施設等）	●	10人以上	10人以上かつ3階以上			
	ハ（上記ロ以外の福祉施設等）	●	30人以上	30人以上かつ3階以上			
	ニ（幼稚園等）	●					
(7) 項	学校		50人以上	31m超の高層建築物			31m超の高層建築物
(8) 項	図書館等						全て
(9) 項	イ（特殊浴場）	●	30人以上	30人以上かつ3階以上	300人以上等		31m超の高層建築物
	ロ（一般浴場）		50人以上	31m超の高層建築物			31m超の高層建築物
(10) 項	停車場等						全て
(11) 項	神社・寺院等						31m超の高層建築物
(12) 項	イ（工場等）						31m超の高層建築物
	ロ（スタジオ）						31m超の高層建築物
(13) 項	イ（駐車場等）						31m超の高層建築物
(14) 項	ロ（航空機格納庫）						31m超の高層建築物
(15) 項	倉庫						31m超の高層建築物
(16) 項	事務所等						31m超の高層建築物
(16) 項	イ（特定複合用途防火対象物）	●	（（6）項ロを含む場合） 10人以上	30人以上かつ3階以上	300人以上等	5万㎡以上等	該当用途部分及び31m超の高層建築物
			（（6）項ロを含まない場合） 30人以上				
(16) 項	ロ（非特定複合用途防火対象物）		50人以上	50人以上かつ5階以上			該当用途部分及び31m超の高層建築物
(16の2) 項	地下街	●	30人以上	全て	300人以上等	1000㎡以上	全て
(16の3) 項	準地下街	●		全て			
(17) 項	文化財		50人以上	31m超の高層建築物		5万㎡以上等	31m超の高層建築物
(18) 項	アーケード						31m超の高層建築物
(19) 項	山林						31m超の高層建築物
(20) 項	舟車						31m超の高層建築物
※その他	工事中の建築物等		5万㎡以上等				当該部分

(注)以上のほか、例えばいわゆる「特定一階段等防火対象物」（ペンシルビル状の雑居ビル等）には定期点検・報告義務を強化するなど、建物の構造等に着眼した基準もある。

消防用設備等の設置・維持

消防法第17条(第1項)

百貨店、飲食店、病院、旅館、地下街等の防火対象物の関係者(所有者等)が消防用設備等を設置・維持することを義務づけ ➡ 国民の生命、身体、財産を火災から保護、被害を軽減。

(・・・同条第2項：条例による基準強化。第3項：特殊消防用設備等(大臣認定)を設けた防火対象物に係る特例(ルートC))



政省令に委任

消防法施行令：第2章(第6条～第36条)

○消防用設備等の種類

○消防用設備等の設置が義務づけられる防火対象物

→ 消防用設備等ごとに、防火対象物の用途、規模、収容人員等に応じ、設置対象を規定。 *棟単位が原則

(例：消火器 延べ面積150㎡以上の飲食店は設置が必要etc.)

○設置・維持に関する基本的事項

消防法施行規則：第2章(第5条～第33条)

○設置・維持に関する細目(*更に一部を消防庁告示に委任)。

(例：消火器 設置対象の各部分から歩行距離20メートル以下となるように設置etc.)

○消防用設備等の届出等に係る手続き

消防用設備等の種類

○消防の用に供する設備

・消火設備 (消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備etc.)

・警報設備 (自動火災報知設備etc.)

・避難設備 (避難器具、誘導灯etc.)

○消防用水

○消火活動上必要な施設 (連結送水管、排煙設備、非常コンセント設備etc.)

* 同等以上の防火安全性能を有するもの (ルートB)



設置・維持に係るチェック体制(消防本部において確認)

(計画時)消防同意



(設置前)着工届



(設置完了時)設置検査



(維持管理時)定期点検(半年に1回)

※消防本部による立入検査時にも確認



主な消防用設備等の用途区分ごとの設置基準（延べ面積等による例）

用途区分（消防法施行令別表第1）			消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	自動火災報知設備
		特定防火対象物				
(1) 項	イ（劇場等）	●	全部	500m ² 以上	6000 m ² 以上	300 m ² 以上
	ロ（公会堂等）	●	150 m ² 以上			
(2) 項	イ（キャバレー等）	●	全部	700 m ² 以上		全部
	ロ（遊技場等）	●				
	ハ（性風俗特殊営業店舗等）	●				
	ニ（個室型店舗等）	●				
(3) 項	イ（料理店等）	●	150 m ² 以上		3000 m ² 以上	300 m ² 以上
	ロ（飲食店等）	●				
(4) 項	百貨店等	●				
(5) 項	イ（旅館等）	●				
	ロ（共同住宅等）				6000 m ² 以上	500 m ² 以上
(6) 項	イ（病院等）	●	全部		6000 m ² 以上（病院にあっては3000m ² 以上）	300 m ² 以上
	ロ（主として自力避難困難なものが入所する福祉施設等）	●			275 m ² 以上	全部
	ハ（上記ロ以外の福祉施設等）	●			6000 m ² 以上	300 m ² 以上
	ニ（幼稚園等）	●			6000 m ² 以上	
(7) 項	学校		300 m ² 以上			500 m ² 以上
(8) 項	図書館等					
(9) 項	イ（特殊浴場）	●	150 m ² 以上		6000 m ² 以上	200 m ² 以上
	ロ（一般浴場）					500 m ² 以上
(10) 項	停車場等		300 m ² 以上	1000 m ² 以		1000 m ² 以上
(11) 項	神社・寺院等					
(12) 項	イ（工場等）		150 m ² 以上	700 m ² 以上		500 m ² 以上
	ロ（スタジオ）					
(13) 項	イ（駐車場等）					全部
	ロ（航空機格納庫）					
(14) 項	倉庫			700 m ² 以上		500 m ² 以上
(15) 項	事務所等		300 m ² 以上	1000 m ² 以		1000 m ² 以上
(16) 項	イ（特定複合用途防火対象物）	●	(各用途区分による)	(各用途区分による)	特定用途の床面積の合計が3000m ² 以上のものの階のうち、当該部分が存する階	300 m ² 以上
	ロ（非特定複合用途防火対象物）				(各用途区分による)	(各用途区分による)
(16の2) 項	地下街	●	全部	150 m ² 以上	1000 m ² 以上（ただし、(6) 項の用途に供されるものは全部）	300 m ² 以上
(16の3) 項	準地下街	●			1000 m ² 以上（特定用途の床面積の合計が500m ² 以上のもの）	500 m ² 以上（特定用途の床面積の合計が300m ² 以上のもの）
(17) 項	文化財					全部
(18) 項	アーケード					
(19) 項	山林					
(20) 項	舟車		全部			

(注)以上のほか、例えば11階以上の高層階にはスプリンクラー設備を義務付けるなど、建物の構造等に着目した基準もある。

性能規定化の概要

○これまで仕様規定のみであったものを、ルートA(現行の仕様規定)、ルートB(性能規定)、ルートC(大臣認定)の3ルートに多様化

○消防分野の新技术開発を促進し、防火対象物の高層・深層化、大規模・複合化に対応

法 § 17①

消防用設備等を「消火、避難その他の消防の活動に必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って」設置・維持

法 § 17③

「特殊の消防用設備等その他の設備等」を設置・維持

ルートA 仕様規定

消防法 § 17①

⇒ 消防法施行令第2章第3節に技術基準を規定

- 消火設備(消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備 等)
- 警報設備(自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備 等)
- 避難設備(避難器具、誘導灯等)ほか

消防法施行令第〇条

- ① △△設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。...
- ② 前項に規定するもののほか、△△設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。...

ルートB 性能規定

令 § 29の4①に規定 (H16.6.1施行)

⇒ 新省令・新告示を制定

- 通常の消防用設備等と同等性能を有するものについては、総務省令で新たに位置づけ、通常設備に代替

新省令第〇条

- ① △△設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、□□とする。
- ② 前項に規定する□□は、消防庁長官が定める技術上の基準に適合するものとする。

ルートC 大臣認定

法 § 17③ (H16.6.1施行)

⇒ 法 § 17の2から17の2の4、施行令、施行規則に手続規定

- 申請者は、検定協会等の性能評価を受けた上で、総務大臣に申請。総務大臣は、申請に係る設備が消防用設備等と同等以上と認める場合は、特殊消防用設備等として認定
[個別施設ごとの一件審査]
- 検定対象品目でも検定は不要

設備等設置維持計画

設置基準

△△...

設備基準

△△...

※防火対象物の関係者自らが、防火対象物の状況を踏まえて、策定。

知見の蓄積

性能規定化の実例イメージ

ルートB 性能規定

省令 5件

(H22.3.31現在)

●必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

[対象: ホテル、病院等で延べ面積1,000㎡以上 など]

- パッケージ型消火設備 ←屋内消火栓設備
- パッケージ型自動消火設備 ←スプリンクラー設備

●特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

[対象: 特定共同住宅]

- | | | |
|-----------------|---|---|
| ○住宅用消火器及び消火器具 | ← | <ul style="list-style-type: none">○消火器具○屋内消火栓設備○スプリンクラー設備○屋外消火栓設備○動力消防ポンプ設備○自動火災報知設備 |
| ○共同住宅用スプリンクラー設備 | | |
| ○共同住戸用自動火災報知設備 | | |
| | | |

●特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

[対象: 個室ビデオ店、グループホーム等で延べ面積300㎡未満など]

- 特定小規模施設用自動火災報知設備 ←自動火災報知設備

●排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

[対象: デパート、駐車場の地階、無窓階で床面積1,000㎡以上 など]

- 加圧防排煙設備 ←排煙設備

●複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

[対象: 共同住宅の一部をグループホーム等に供するもので述べ面積500㎡未満]

- 複合型居住施設用自動火災報知設備 ←自動火災報知設備

ルートC 大臣認定

特殊消防用設備等の認定件数 39件(H22.3.31現在)

特殊消防用設備等の名称

←代えられる消防用設備等

認定件数

●加圧防煙システム

←排煙設備

23件

●閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備

←泡消火設備

6件

●ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オンを消火剤とする消火設備

←ハロゲン化物消火設備

4件

●複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム

←総合操作盤

3件

●火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム

←自動火災報知設備

2件

ほか

法令義務の履行確保の仕組み

消防同意(消防法第7条): 建築基準法による建築確認時の防火関係規定(ハード関係)適合状況の確認

消防用設備等の設置届・検査(消防法第17条の3の2): 消防用設備等の設置届・検査義務

防火対象物の使用開始届(火災予防条例): 使用開始の7日前まで

立入検査等(消防法第4条)

火災の予防に
必要があるとき

消防長又は消防署長
→ 消防職員

関係のある場所へ立入り、消防対象物の位置、
構造、設備及び管理の状況の検査

関係のある者への質問

基準不適合
の発見

違反
処理

- ・消防対象物: 山林、舟車、船舶、建築物その他の工作物又は物件
- ・関係のある場所: 防火対象物又は消防対象物のある場所
- ・資料の提出拒否・立入検査拒否: 罰金30万円以下・拘留

平成20年度: 約92万件実施(全防火対象物(150㎡以上)約388万件的23.7%)

防火対象物の関係者等

各種届出(消防法第8条、第8条の2、第8条の2
の5等)

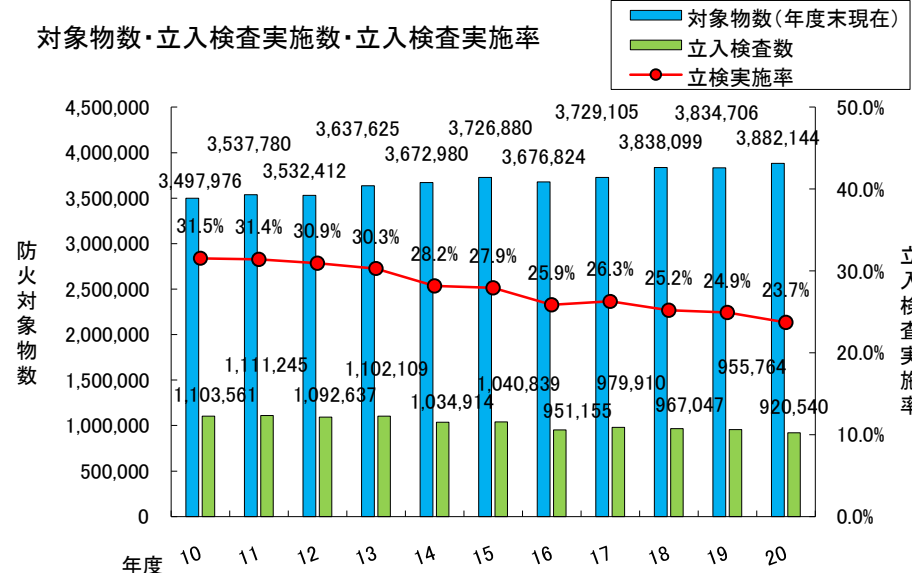
- ・防火管理者選任届
- ・消防計画作成/変更届
- ・共同防火管理協議事項作成/変更届
- ・自衛消防組織設置届

等

消防設備点検報告(消防法第17条の3の3)

防火対象物点検報告(消防法第8条の2の3)

対象物数・立入検査実施数・立入検査実施率



消防法令違反処理の流れ

各消防機関の査察規程・違反処理規程等により運用
(消防庁で立入検査標準マニュアル・違反処理標準マニュアルを作成)

検査結果の通知 改善指導

違反発見



- ◇ 立入検査結果通知書の交付
- ◇ 改修(計画)報告書の提出の要求

未是正



違反処理基準に基づき、 段階的に措置

(典型例)

- 一次措置: 警告(行政指導)
- 二次措置: 個別の是正命令
- 三次措置: 使用禁止命令

※違反内容により、即時に命令等を行う場合もある。

未是正



命令違反等に対する告発

命令の履行期限到来後未是正のものを捜査機関に告発
→命令違反に係る罰則(法第39条の2の2等)の適用

※直罰規定のあるもの(立入検査等拒否、点検報告違反等)は、是正指導に従わないものについて必要に応じ告発

【公示】・・・是正命令等の段階で実施

- ・標識の設置
- ・公報への掲載
- ・HPIによる情報公開

(標識の例)

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地
命令を受けた者の氏名

この防火対象物は、火災が発生したならば人命に危険があると認めるので、平成〇年〇月〇日、下記のとおり命令した。

記

(命令事項)

年 月 日
〇〇市消防本部〇〇消防署長

注意
1 この標識は、消防法第〇条第〇項の規定に基づき設置したものである。
2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。

措置命令の発動状況の推移(平成10年度～平成20年度)

命令の種類	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
防火対象物の火災予防措置命令 (消防法第5条)					14	11	11	6	1	0	7
防火対象物の使用禁止、停止制限命令 (消防法第5条の2)	8	2	4	18	3	7	5	7	8	5	11
吏員による火災予防、消防活動障害除去命令 (消防法第5条の3)					56	365	299	320	265	304	224
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)	24	22	22	5	14	27	12	14	0	1	13
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)	80	68	58	9	48	69	68	25	13	36	40
合 計	112	92	84	32	135	479	395	372	287	346	295

※他方、優良対象物については、防火対象物点検による防火基準点検済証、防火優良認定証による表示制度あり(法第8条の2の2、第8条の2の3)

参考

防火対象物の規模別の規制内容＜イメージ＞

小

規模

大

★防火対象物数 3,882,144 特 定: 912,620 非特定: 2,969,524		防災規制	消防用設備			防火管理	消防用設備		防火管理	消防用設備	防災管理等
			誘導灯	消火器	資格者以外による点検・報告		自動火災報知設備	資格者による点検・報告		スプリンクラー	
要件	特定用途	0㎡以上	0㎡以上	150㎡以上	(1,000㎡未満)	30人以上 (飲食店の場合、100～150㎡程度)	300㎡以上	1,000㎡以上	300人以上 (飲食店の場合、1,000～1,500㎡程度)	6,000㎡以上	5万㎡以上
	非特定用途	原則なし	原則なし	300㎡以上		50人以上	500㎡以上			原則なし	
規制内容		設置義務	設置義務	設置義務	年2回点検、特定は1年に1回、非特定は3年に1回報告	防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施等	設置義務	年2回点検、特定は1年に1回、非特定は3年に1回報告	年1回点検、報告 (特例は3年に1回)	設置義務	防火管理者の選任、地震対応した消防計画の作成、自衛消防組織設置
制度施行年度		S43	S36	S36	(S50)	S36	S36	S50	H16	S36	H21
施行状況	防火対象物数	907,070	1,148,509	?	(2,894,851)	1,056,459	1,660,706	830,301	110,399	56,458	9,159
	届出・適合率	(カーテン等) 86.5%	97.0%	?	(36.3%)	77.5%	(特定) 97.0%	65.7%	50.0%	(特定) 99.4%	(選任届) 31.4%
具体的イメージ (対象物数)	飲食店 [(3) 項ロ]	79,234	79,133	82,251	(84,550)	74,605	35,941	3,098	6,401	116	3
	「特定」複合用途 [(16) 項イ]	311,604	255,178	352,970	(263,483)	210,843	195,613	72,746	39,064	9,064	2,792
備考		【非特定用途】工場(0㎡以上)、31m以上の高層建築物は設置義務	【非特定用途】地階、無窓階、11階以上は設置義務	劇場、遊技場、社会福祉施設、地下街、準地下街、文化財 等は0㎡以上から設置義務		社会福祉施設(複合用途防火対象物に入居するものを含む)は10人以上から対象	カラオケボックス、社会福祉施設、航空機格納庫、文化財 等は0㎡以上から、神社、事務所 等は1,000㎡以上から設置義務。	・「非特定用途」は1,000㎡以上で消防長又は消防署長が指定したものが対象 ・ペンシルビル状の雑居ビル等(いわゆる「特定1階段防火対象物」)は、1,000㎡以下でも対象	ペンシルビル状の雑居ビル等(いわゆる「特定1階段防火対象物」)は、(30人以上)300人未満でも対象	社会福祉施設等は275㎡以上から、百貨店、病院、特定複合用途防火対象物等は3,000㎡以上から設置義務(他に、11階以上の階(全部)、地階・無窓階等で義務強化)	・4階以下は5万㎡以上、5～10階までは2万㎡以上、11階以上は1万㎡以上、地下街で千㎡以上で義務。 ・共同住宅、倉庫 等は対象外

※一般住宅に付随して小規模店舗が設けられている場合(50㎡以下かつ住宅用途部分より小さい場合に限る)、当該一般住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられている。

消防の用に供する機械器具等の検定

消防法第21条の2

○消防用機械器具等のうち、一定の性能等を有することについて、あらかじめ検査を受ける必要性の高いもの(14品目)を対象として、検定を実施。

○検定の合格表示が付されていない検定対象機械器具等は、販売や陳列、工事使用等を禁止。

検定対象機械器具等の範囲(消防法施行令37条)

<消火設備>

- ・ 消火器
- ・ 消火器用消火薬剤(二酸化炭素を除く)
- ・ 泡消火薬剤(水溶性液体用泡消火薬剤を除く)
- ・ 消防用ホース
- ・ 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ・ 流水検知装置
- ・ 一斉開放弁
- ・ 結合金具(差込式およびねじ式)

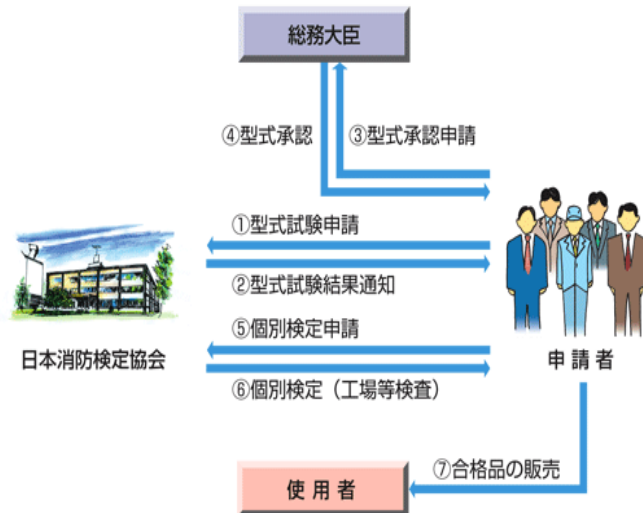
<警報設備>

- ・ 感知器、発信機
- ・ 中継器
- ・ 受信機
- ・ 漏電火災警報器

<避難設備>

- ・ 金属製避難はしご
- ・ 緩降機

(計14品目)



・検定は次の2段階で実施。

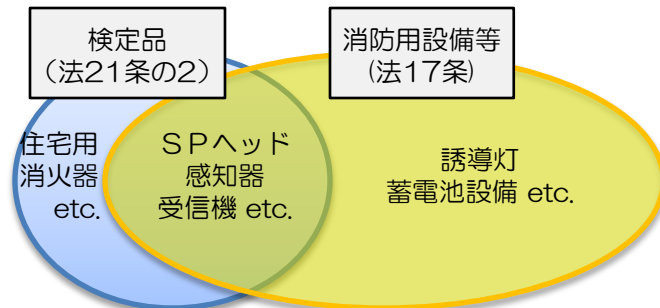
「型式承認」(型式が規格に適合していることを確認)

「個別検定」(個別の製品が、型式承認を受けた形状等と同一であることを確認)

・検定業務は、日本消防検定協会又は登録検定機関(現在、登録なし)が実施。

➡ 各品目について規格が定められている(省令)。

(参考)



検定品と消防用設備等の関係(イメージ)

☆その他の認証制度等

種類	概要	対象品目
自主表示 (法21条の16の2)	政令指定品目について、規格(省令)に適合するものに、製造事業者が自ら表示を付するもの。→販売等規制あり	○動力消防ポンプ ○消防用吸管(令41で指定) *検定対象から移行(S61~)
認定 (規則31条の4)	登録認定機関が、消防用設備等の技術基準への適合性を認定し、表示を付するもの(任意)。→販売等規制なし	○継手・バルブ(安全センター) ○放送設備(検定協会) etc. *品目は登録制
鑑定 (法21条の36)	検定協会が、消防用設備等その他の物品の基準適合性等を鑑定し、表示を付するもの(任意)。→販売等規制なし	○住宅用火災警報器 ○屋内消火栓 etc. *検定、自主表示、認定以外の品目

最近の防火対象物における安全対策の主な取り組み状況について(イメージ)

平成14年消防法改正の概要
(H18.9.26予防行政のあり方に関する検討会配布資料)

H13.9.1
新宿歌舞伎町ビル火災

H13. 9. 3
小規模雑居ビルの一斉
立入検査結果の調査

H13. 9. 6
小規模雑居ビル火災
緊急対策検討委員会

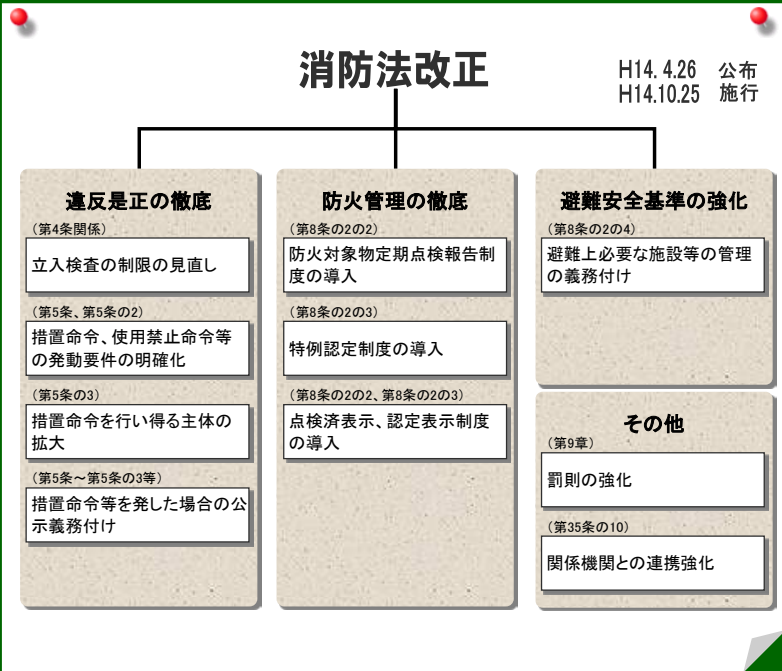
H13. 12. 26
小規模雑居ビルの防火
安全対策に関する答申



死者：44名
負傷者：3名

構造：耐火造（一部その他）
延べ面積：516㎡

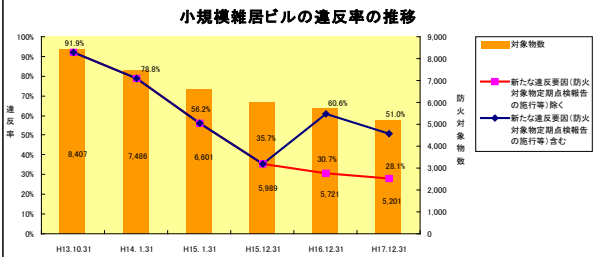
焼損面積：3階部分80㎡
4階部分80㎡



小規模雑居ビル実態調査

小規模雑居ビルの状況

一定の成果は見られるものの、防火対象物定期点検報告制度の施行及び自動火災報知設備の設置基準拡大などの法令改正に伴う新たな違反要因を含めた違反率は、減少傾向にはあるが約50%超と未だ高い



防火対象物全体の状況

- 防火管理者選任届、消防計画作成 → 違反率約3割
- 共同防火管理協議事項届出 → 違反率約4割
- 防火対象物定期点検報告 → 違反率約5割

低調

→いずれも(2)(3)項は特に違反率が高い

違反処理の状況

平成17年度 命令及び是正件数

命令の種類	命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令(消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)	333	331
防火管理に関する命令(消防法第8条、第8条の2)	14	9
消防用設備等に関する措置命令(消防法第17条の4)	25	16
合 計	372	356

職員数1000以上の消防機関による命令 → 全体の約9割

→是正効果は高いが、実施状況は低調である
消防本部の規模による地域格差がある

最近の主な取組

- 「消防力の整備指針」の見直し → 予防要員数の増、予防技術資格者の査察担当への配置
- 消防組織法の改正 → 広域化の推進による組織力の向上
- 「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」等 → 関係行政機関との連携強化
- 全国消防長会違反是正推進連絡会 → 消防本部間の地域におけるネットワークの構築
- 違反是正支援センター → 違反処理担当職員の知識・技能の確保

→ 枠組みを整備

基礎固めの段階

防火管理・違反処理の現状(低調)の改善
個別に実施している取組の有機的連携 } が課題

今後の方向性

- 違反要因や正効果のきめ細やかな分析に基づく戦略的かつ継続的な取組み
- 小規模福祉施設、量販店など新たな危険性への対処
- 「予防行政のあり方に関する検討会」を踏まえた制度的見直し等

火災予防等に係る国民の一般的責任に関する諸規定

1. 民事上の失火責任

失火責任法により重過失による場合に限定。

○明治三十二年法律第四十号[失火ノ責任ニ関スル法律](明治三十二年三月八日法律第四十号)

民法第七百九条 ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

2. 刑事上の責任

刑法の「失火罪」「(業務上)過失致死傷罪」等を適用。

○刑法(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)

(失火)

第一百六条 失火により、第八十八条に規定する物又は他人の所有に係る第九十九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 失火により、第九十九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百条に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

3. 消防法上の規定

火災発見時の通報義務(法24条)、応急消火義務(法25条)の規定あり。

○消防法(昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号)

(火災発見の通報)

第二十四条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

2 すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(応急消火義務等)

第二十五条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

※国民一般が平素から火災予防に努める責務を明らかにした規定はない。

火災危険性の評価

[現行消防法]

収容人員が一定数以上の事業所等(※)においては、消防計画を作成。

(※) 例:特養ホーム 収容人員10名以上、店舗等 収容人員30名以上、事務所等 収容人員50名以上

(参考) 消防計画の概要

共通事項	予防	応急
・ 自衛消防の組織に関すること。 ・ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。 ・ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。 ・ 防火管理上必要な教育に関すること。 ・ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関すること。 ・ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。 ・ 工事中の防火対象物における火気の使用又は取扱いの監督に関すること。	・ 火災予防上の自主検査に関すること。 ・ 消防用設備等の点検及び整備に関すること。 ・ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。	・ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

⇒ ・ 消防計画作成の過程で各事業所における火災危険性の評価が行われることが期待されるが、法令上明文の規定はない。

・ 一定規模に満たない事業所や、一般住宅については、自らの火災危険性の評価を促す法令上の仕組みはない。(※)

(※) 英国においては、2006年10月施行の火災安全法令の大改正により、各種の事業所等に対し、火災に関する危険性評価(リスクアセスメント)の実施を義務づけ。